

熊本県内水面漁場管理委員会

第 3 6 2 回議事録

令和 7 年（2025 年）3 月 7 日開催

第362回熊本県内水面漁場管理委員会議事録

開催日時 令和7年（2025年）3月7日（金） 午前11時から

開催場所 水前寺共済会館グレース 2階 鳳凰Ⅱ

出席者

（出席委員）江藤 俊男、木下 優喜、齊藤 力、神田 美希

南本 健成、福井 春菜、小松野 太樹

（欠席委員）堀川 泰注、皆川 朋子、松浦 ゆかり

（水産振興課）課長補佐 石動谷 篤嗣、主幹 大塚 徹、参事 佐藤 陽

（水産研究センター）資源研究部長 吉村 直晃

（事務局）事務局長（審議員）清田 季義、主幹 堀田 英一、主幹 中根 基行、

参事 徳留 剛彦、技師 對馬 康史

審 議

1 開 会

2 議 事

議題

第1号議案

熊本県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

第2号議案

うなぎの採捕制限について（指示）

第3号議案

熊本県内水面漁場管理委員会の保有する保有個人情報の開示等

に関する規定の一部改正について（協議）

報告

令和5年度（2023年度）資源管理の状況等の報告等について

（報告）

3 閉 会

事務局

定刻になりましたので、第362回熊本県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

委員会開催に当り事務局から報告いたします。本日の委員出席者数は10名中7名で過半数に達しておりますので、熊本県内水面漁場管理委員会規程第5条の規定に基づき、本委員会が成立していることを報告いたします。

議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。第362回熊本県内水面漁場管理委員会次第と書かれた資料を1部、漁業関係法令集を1部お配りしております。不足している資料はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは江藤会長よろしくお願いします。

議長

皆さんこんにちは。

ただ今から第362回熊本県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、熊本県内水面漁場管理委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は南本委員と福井委員にお願いいたします。

また、議事録作成後は、漁業法第145条第4項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。

それでは、第1号議案「熊本県漁業調整規則の一部改正について」でございます。

水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。着座にて説明させていただきます。熊本県漁業調整規則の一部改正について、説明させていただきます。

資料の1ページから22ページに県知事からの諮問文を掲載しています。2ページから3ページは改正理由書、4ページは新旧対照表、5ページから22ページは現行の漁業調整規則になりますが改正の詳細は、資料23ページから27ページに沿って説明させていただきます。

資料の23ページをご覧ください。規則改正の理由を説明します。

今回、県漁業調整規則において、1から4の項目について改正が必要になりました。

1. 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する

法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正について、同法律の施行により、漁業法のVMSに関する規定が改正されました。これに伴い、漁業法の規定を準用する県規則第57条のVMSに関する規定を改正します。VMSについて法令集に資料を掲載していますのでご覧ください。VMSは、衛星船位測定送信機のこと、人工衛星を利用して船舶の位置を把握する装置をいいます。国は、全ての大臣許可漁業に対し、VMSの設置と常時作動を義務化しています。

資料23ページにお戻りください。

2. 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正についてです。同法の改正により、新しく拘禁刑が創設されます。これに伴い、県規則第65条の罰則に関する規定を改正する必要があります。

3. 国が作成する都道府県漁業調整規則例において、文言が修正されたことに伴い、県規則第65条と第66条の文言を修正する必要があります。

4. 令和2年の規則改正時の誤りの修正についてです。令和2年の規則改正時にありました誤字について修正します。

なお、1から3については、全国一律の改正となっています。

資料の下段に記載していますが、調整規則の改正には、漁業法と水産資源保護法の規定により、内水面漁場管理委員会に意見を伺う必要があります。このため本委員会に諮問させていただきました。

次に、それぞれの規則条文の改正の概要について、資料24ページから26ページで説明させていただきます。

初めに、資料24ページをご覧ください。1の規則第57条の改正について説明します。漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部が改正され、水産資源の持続的な利用を確保するためにVMS等の備え付けと操業期間中等に当該電子機器等の常時作動を命じられた者に対する罰則が、漁業法に規定されました。

同法の規定を準用する規則第57条第1項には、知事許可漁業を受けた者へのVMS等の備え付けと操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を知事が命令できることが定められていますが、これまで、この命令違反に対する罰則規定がありませんでした。今回、第2項が追加され、命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないことが規定されました。

違反者には、漁業法に基づき、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金が科されます。

補足になりますが、規則第５７条に第２項を追加する規定は、漁業法において令和６年７月１６日に施行されています。また、規則第５７条第１項に基づく命令は、令和７年３月現在において本県では発出されていません。

次に、資料２５ページをご覧ください。２の規則第６５条の改正について説明します。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が令和７年６月１日から創設されます。このため、規則第６５条第１項中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

３の規則第６５条各号及び第６６条の改正について説明します。これらの条文は、従来から自然人が対象となる罰則であったため、国が規則例を改正しました。

これに伴い、規則第６５条第１項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め第６６条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める必要があります。

次に、資料２６ページをご覧ください。４の規則第５３条の改正について説明します。令和２年の規則全部改正時に規則第５３条第８項で準用の対象となる項が正しくは「第６項」であるのを誤って「第７項」と規定していました。

この誤りを修正するために、規則第５３条第８項中「第７項」を「第６項」に改めます。

規則第５３条は「試験研究等の適用除外」を規定した文であり、同条第８項は「許可証の備付け等の義務」について知事許可漁業の許可と同様に規定しているものです。第８項の対象となるのは、第５３条第１項の適用除外の許可を受けた者と第６項の記載事項の変更の許可を受けた者になります。第７項は読み替え規定となっており、対象となる項を令和２年の規則全部改正時に誤って規定したため、規則第５３条第８項中「第７項」を「第６項」に改めます。

資料の２７ページをご覧ください。最後に、規則改正のスケジュールを説明します。

改正手続きは青色で示した「案作成・事前協議」とオレンジ色で示した「漁業法に基づく法定手続」の２つに大きく分けられます。「案作成・事前協議」は終了し現在、法定手続を行っています。

今回の諮問に対する答申をいただいた後、農林水産大臣に対し、改正案の認可申請を行い、認可後に公布する流れとなっています。公布は、刑法等の一部を改正する法律の施行日が令和７年６月１日であるため、それより前に行う必要があります。

補足情報となりますが、今回の改正では、議会の議決とパブリッ

	クコメントは不要となっています。 なお、これから的大臣認可申請にあたり、国から改正案の修正指示等があった場合、内容の変更を伴わない軽微な修正につきましては事務局に一任して頂くことを併せてお諮りいたします。 以上で「熊本県漁業調整規則の一部改正」に関する説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	ただいま、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
福井委員	内容については特に異存ありませんが、罰則が無かったところに罰則が付くようになった背景を教えてください。
水産振興課	漁業法改正、特にVMSに関する改正については、クロマグロの違法流通が問題になり、大臣許可漁業の船へのVMSの設置と常時作動命令に違反したものに罰則が新たに規定されることになったことです。
福井委員	ありがとうございます。
議長	他に何か御意見はございませんか。
委員	ありません。
議長	それではお諮りします。第1号議案「熊本県漁業調整規則の一部改正について」は、「意見なし」と答申してよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	それでは第1号議案については「意見なし」と答申いたします。次に、第2号議案「うなぎの採捕制限について」でございます。水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課資源栽培班です。私からは第2号議案、資料28、29ページのウナギの採捕制限について、説明させていただきます。 今回、水産振興課からニホンウナギの採捕禁止に係る委員会指示の依頼を行いました。 依頼の内容について、資料29ページを用いて説明します。 2 要請の内容をご覧ください。（1）熊本県全域において、1

0月から翌年3月までの間、全長21cmを超えるニホンウナギの採捕を禁止すること。(2)上記の指示期間は、令和7年度から令和10年度までの3年間とすること。としております。(1)については、秋以降に「下りウナギ」となり産卵のため海へ下っていくニホンウナギ親魚を県内全域で保護し、資源回復を図るためのものです。(2)については、令和4年度から令和6年度までの3か年間にわたり指示を発効していただきました、下りウナギの採捕規制について、改めて3か年間、継続していただくことについての依頼です。

この依頼を行う理由について、背景をご説明します。

3 背景をご覧ください。養殖用シラスウナギの採捕実績は、全国的に平成21年漁期以降不漁が続いており、県内域も同様の状況でした。なお、令和7年に入り、本県内における採捕状況は好調と聞いているものの、令和4年から令和6年の3カ年平均で見ると過去10年間平均の4割程度と低水準であり、引き続き資源状況を注視する必要がある状況です。

本県は、平成25年度から令和6年度までの12年間、熊本県全域において、10月から翌年3月までの間、全長21cmを超えるニホンウナギの採捕を禁止し、資源管理へ取り組んでいるところです。

下りウナギの規制は、九州地区では、本県以外に宮崎県及び鹿児島県が実施しており、全国では青森県、静岡県、徳島県、愛媛県、高知県など、計11県が実施しています。

この取り組みにもかかわらず、依然としてニホンウナギ資源は低水準であり、引き続き資源管理や生息環境の改善の取り組みを進めることが必要だと考えられます。

また、ウナギ養殖業についてですが平成27年6月1日付けで、農林水産大臣の許可を要する指定養殖業となり、令和6年11月1日時点で、全国で511件の養殖場が許可を受けています。許可に基づく池入割当量は、ニホンウナギで21.7トン、そのほかの種のウナギで3.5トンという状況になっています。

このように、養殖業においても国内管理が確実に行われるようになっており、内水面や海面においても、ニホンウナギの資源管理を継続的に進めていくことが望まれると考えております。

この取り組みの継続の必要性については、各内水面漁協及び海面漁協においても、これまで特段の反対の意見はなく、必要性は了解されている状況です。

以上、今回、貴委員会に対しまして指示の発出をお願いする背景について、ご説明させていただきました。水産振興課からは簡単で

	はございますが、以上で説明を終わります。
議長	ただいま、水産振興課から第2号議案について説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
南本委員	シラスウナギの今漁期の漁獲状況を教えてください。
水産振興課	12月20日から2月20日までの熊本県全体の採捕実績は、120.288Kgでした。
南本委員	全国、海外の状況はどうですか。
水産振興課	全国的にシラスウナギは豊漁であるという情報を得ています。年明けには、他県の情報として、シラスウナギが豊漁で問屋が流通の自主規制を行ったとも聞いています。海外については、台湾で豊漁であるという情報も聞いています。
神田委員	委員会指示に違反した場合の罰則はどうなりますか。
水産振興課	委員会指示については、直ちに即罰則が適用される制度にはなっていません。委員会指示の違反があった場合は委員会に報告を行います。報告を受けた委員会は、知事に対し、指示に従うように命令を出すよう申請することができます。この委員会指示の命令に違反した場合、初めて罰則が適用され、1年以下の懲役、若しくは50万円以下の罰金、又は拘留若しくは科料に処すとされています。
神田委員	わかりました。
議長	他に何か御意見はございませんか。
齊藤委員	背景の3の(2)で4割程度の低水準と言われましたが、資料には5割程度と記載があります。
水産振興課	手元の算出資料では、4割と5割程度の低水準ということを確認しています。依然として低水準であることをご理解いただきたいと思います。
齊藤委員	わかりました。

議長	他に何か御意見はございませんか。
委員	なし。
議長	ありがとうございます。それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。
事務局	事務局から今回の委員会指示（案）について説明いたします。資料は次のページをご覧ください。こちらが指示（案）になります。読み上げさせていただきます。 熊本県内水面漁場管理委員会指示第〇〇号 うなぎ資源の繁殖保護を図るため漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項及び同法第１７１条第４項の規定により、うなぎの採捕について次のとおり指示する。 令和７年（２０２５年）日付は県公報への登載日になります。 熊本県内水面漁場管理委員会会長 江藤俊男 - 採捕を禁止する水産動物 全長２１センチメートルを超えるうなぎ - 禁止期間 １０月１日から翌年３月３１日まで - 禁止区域 熊本県内の公共の用に供する河川等の内水面及びこれと連接一体を成す水面 - 適用除外 熊本県漁業調整規則（令和２年熊本県規則第５１号）第５３条第１項の規定により、知事の許可を受けて採捕する場合又は試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。 - 指示の期間 令和７年（２０２５年）４月１日から令和１０年（２０２８年）３月３１日まで 以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。
議長	ただ、今事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
委員	なし。

議長	それでは、他に無いようですので、第２号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、第２号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。
議長	続きまして、第３号議案「熊本県内水面漁場管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規定の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局でございます。着座にて説明させていただきます。 まず、規程案の概要を説明します。資料３１ページをご覧ください。 制定改廃の必要性につきましては、２に示したとおり、個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正等に伴い関係規定を整理する必要が生じたためです。 現在、県や各種委員会等において、それぞれが所管する関係規程等の改正手続きを進められています。 当委員会におきましても、「熊本県内水面漁場管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程」の改正が必要となりましたので、ご協議いただくものです。 ちなみに、本規程は、当委員会が保有する個人情報や文書について、開示請求があった際の手続き等を定めた規程になります。 改正の内容としては、３にお示ししたとおり、別記第１号様式、別記第１５号様式、別記第２３号様式を改正することになります。 さらに、施行前後で実質的な変更もないことから、公布の日から施行することとしている他、附則第２項には経過措置を定めることとしています。 資料３３ページをご覧ください。 １号様式の新旧対照になります。修正箇所を朱書きしていますが左に改正前の様式を、右に改正後の様式を示しています。 今回の改正は、本人確認書類から「健康保険の被保険者証」が削除されます。次に３４ページをご覧ください。開示請求書の裏面になりますが、同様に被保険者証が削除され、（３）代理人による開示請求の場合の最下段、「提出」が「提示し、又は提出」に変更されます。資料３５ページから３６ページの１５号様式も同様の変更

	です。 次に、３７ページの２３号様式をご覧ください。１号及び１５号様式と同様の改正に加え、３９ページ（第３紙）の１行目、法定代理人が代理人に改正されます。 以上のとおり３つの様式で改正を予定しています。 最後に、資料４０ページをご覧ください。 告示案を示しております。内容は、先にお示した資料と重複しますので、説明を割愛させていただきます。 以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、事務局から、第３号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
委員	なし。
議長	それでは、他に無いようですので、第３号議案については、事務局の案のとおりとし、軽微な変更については、事務局長に一任してよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。それでは、第３号議案については、事務局案のとおりとします。引き続いて、報告に移ります。令和５年度（２０２３年度）資源管理の状況等の報告等について、事務局より説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課でございます。よろしくお願いします。 令和５年度（２０２３年度）資源管理の状況等の報告等について報告いたします。 資料は４１ページからになります。着座にて説明いたします。 第５種共同漁業の免許に係る令和５年度増殖実績及び令和６年度予定増殖量についてご報告します。 はじめに、第５種共同漁業の免許に係る増殖義務についてご説明します。 河川、湖沼等の内水面における漁業権のうち第５種共同漁業につきましては、漁業法第１６８条において、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ免許してはならない、と定められています。 つまり、この免許を受けた内水面漁協は、免許された水産動植物

の増殖が義務になります。

この増殖については、発眼卵放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床の造成などの積極的な人為的手段による増殖に加え、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流（あゆ等）や汲み下ろし放流（もくずがに等）も含まれます。

一方で、漁具、漁法、漁期等の制限・禁止による消極的行為については、増殖に含まれない、と水産庁から示されております。

県では、内水面漁協の増殖事業の実績と計画について、毎年ヒアリングを行い、河川環境や資源の状況に応じた増殖がなされるよう指導や情報提供を行っております。

今年度につきましても、令和5年度の増殖実績及び令和6年度の予定増殖量について、令和6年5月からヒアリングを行い、その後報告内容を精査するとともに、必要に応じて追加のヒアリングを実施しております。

50ページに漁業権の位置図をまとめております。そちらをご覧ください。

当該実績及び計画の報告対象となる第5種共同漁業は、内共第1号から内共第18号のうち、内共9号を除く17件となっております。

なお、次のページには、各漁業権の漁業種をまとめております。後ほどご覧ください。

それでは、報告内容の説明に移ります。42ページをお願いいたします。こちらは、令和5年度の増殖実績を表にしております。

表の1行目の「義務放流実施分」とは、遊漁料や行使料等により実施したもので、計画、実績に併せて、各漁協の履行状況を確認しています。

なお、1行目の右側にあります「（参考）自主放流実施分」につきましては、県市町村からの委託・補助等その他により実施したものを参考として記載しております。

単位につきましては、稚魚等の放流や堰堤（えんてい）からのすくい上げによる場合は重量（kg）、発眼卵を設置した場合にはその卵数（万粒）、産卵床造成の場合は面積（㎡）としております。

実績についてご報告します。はじめに「対象魚種」のうち、「こい」につきましては、全漁協の実績が記載されていません。

これはコイヘルペスウイルス病のまん延防止の観点から「こい」の移動制限に係る本委員会の指示があるためです。

「こい」以外については、義務放流実施分につきましては、一部計画数量に満たない状況等が見られており、増殖を未実施の漁業種も見受けられました。

増殖の未実施や計画数量に満たない例としては、「わかさぎ」の発眼卵や「もくずがに」や「うなぎ」など、種苗の生産不良等により種苗の入手ができず計画に満たなかったものや、価格が高騰し、計画通りの数量を確保できなかったといったものでした。

また、産卵場造成では増水や河川工事により、適期に産卵場造成が行えなかったものなどでありました。

県としては、漁業権者に対して増殖手法に係る情報提供や意見交換などを行い、漁場の活用状況に見合った量での放流や産卵時期に合わせた産卵床造成等の増殖を適切に行うよう指導してまいります。

次に令和6年度の予定増殖量です。46ページをお願いします。各漁協、概ね例年どおりの放流量を予定しているというところで報告を受けております。

今後、令和6年度の実績報告等について、漁協へのヒアリングを進めてまいります。

令和5年度増殖実績及び令和6年度予定増殖量の報告については以上です。

続きまして、令和5年度資源管理の状況等の報告についてご報告します。

49ページをご覧ください。

はじめに「1 資源管理状況等の報告の義務化」についてです。

令和2年12月1日に施行された漁業法第90条第1項及び漁業法施行規則第28条第1項において、漁業権者は、漁業権の内容である漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況等を1年に1回以上、知事に報告することが義務付けられました。

また、同法90条第2項及び同規則28条第3項において、知事は漁業権者からの報告に係る事項に関する意見を付して、1年に1回以上内水面漁場管理委員会に報告することが義務付けられました。

今回の報告は、内水面の漁業権に係る令和5年度の行使実態について、当該漁業権者から県に報告された内容を委員会へ報告するものです。

次に、「2 報告方法」についてです。

令和6年5月に第5種共同漁業について「漁業法第90条報告」に関する文書を発出し、令和5年度分について報告を求めました。

対象漁業権は、内共第1号から内共第18号の18件あり、内訳は、先ほどの報告でご紹介しました第5種共同漁業の17件に加えて、第1種共同漁業が6件となっております。今回、この全てについて報告がなされております。

漁業権の位置図は50ページに、各漁業権の漁業種は51ページにまとめております。後ほどご覧ください。

次に報告内容です。52ページをお願いします。「ア 資源管理の状況」については、①漁業関連法令の遵守、②休漁日や漁獲上限の設定等、③「しじみ」、「はまぐり」などの定着性水産動植物の種苗放流や産卵場造成等の増殖の取組状況になります。なお、③は第1種共同漁業権のみとなっています。

「イ 漁場の活用状況」については、①漁業権の種類、②漁業の名称、③組合員行使権者数、④延べ操業日数又は操業期間、⑤漁獲量になります。

なお、第5種共同漁業については、①から⑤に加えて、⑥遊漁券の販売枚数又は先ほどご報告しました漁種別増殖実施量となります。

参考までに、55ページから56ページに漁業別の報告様式を添付しておりますので、後ほどご確認ください。

次に53ページをお願いします。「3 漁業権の『適切かつ有効』の判断及び報告に係る事項に関する意見」についてです。

まず「(1) 判断の方法」です。「適切かつ有効」については、各漁業権者からの報告内容に加えて、漁業権者への聞き取りを行った上で、57ページのチェックシートを活用して判断しました。

それでは、「(2) 報告及び聞き取りによる状況の整理」についてご説明します。

こちらは、53ページと54ページをご覧ください。

まず、「イ 第1種共同漁業」についてです。

54ページの下段の表の①、②にありますように、漁業関係法令について及び採捕の制限に関する取組みの実施等については、全ての漁業権者で遵守されていました。

次に、③定着性水産動植物の資源の増殖に関する取組みの実施状況ですが、3漁業権で放流等が実施されていました。

最後に、④の「漁場の活用状況」です。表からも分かるように、漁獲が無い漁業権が3漁業権6漁業種ありましたが、これは、資源量の減少によるもので、各漁業権者によって、放流や禁漁等による資源管理が適切に行われております。

次に、「ア 第5種共同漁業」です。

54ページの上段の表の①、②にありますように、漁業関係法令について及び採捕の制限に関する取組みの実施等については、全ての漁業権者で遵守されていました。

また、③定着性水産動植物の資源の増殖に関する取組みの実施状況ですが、第5種共同漁業は該当なしです。

	次に④の「漁場の活用状況」です。増殖が未実施であった7漁業権・12漁業種については、先ほどの増殖実績でもご説明しましたが、種苗の入手が困難として放流を実施できていなかったものや、増水や工事により適切な時期に産卵場造成が行えなかったものでした。 これらの結果を基に、53ページ「(3)判断結果と報告に係る事項に関する意見」を整理しました。 まず、第1種共同漁業権についてです。 こちらは、放流や禁漁等により資源量の回復を図るなど、資源の管理及び漁場の活用がなされており、当該漁業権は、「適切かつ有効」活用されております。 次に、第5種共同漁業についてです。 先ほどお示したように、7漁業権・12漁業種については、増殖事業ができていませんでしたが、種苗入手が困難であったり、増水や工事等により産卵場造成が行えなかったなど、合理的な理由と認められることから、「適切かつ有効」に活用されております。 今後は、毎年度、同様の判断を行い、内水面漁業権が引き続き「適切かつ有効」に活用されるよう、県として指導を行ってまいります。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今事務局から説明がありましたが委員の皆さんから御意見、御質問はございませんか。
南本委員	令和5年度の増殖実績にもくずがに結構放流されていますが、もくずがにの種苗がなかなか手に入らないと聞いています。入手できる場所が見つかったのでしょうか。
議長	稚ガニはおそらくいませんが、親ガニはいます。親ガニを購入して放流しています。それを下流に放流してます。
南本委員	菊池川漁協以外も同じ方法ですか。
議長	おそらく同じだと思います。
水産振興課	各組合へのヒアリングの結果、各漁協とも、もくずがにの種苗入手には苦労されています。鮮魚店で販売されているものを購入し、親ガニとして放流することで対応していると聞いています。

南本委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員	なし。
議長	無いようですので、令和５年度（２０２３年度）資源管理の状況等の報告等についてを終わります。 本日、事務局が予定した議題等は以上ですが、皆さんから他に何かございませんか。
委員	なし。
議長	事務局から何かありませんか。
事務局	なし。
議長	無いようですので、これをもちまして第３６２回熊本県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆様お疲れ様でした。